

紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。

(ア) (1) のア、イ、ウ及びエに掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1) のア、イ、ウ及びキに掲げる条件

イ (略)

(ア) (1) のア、イ及びウに掲げる条件

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(カ) (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(申請手続)

7 (略)

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準期間)

9 (略)

(交付金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のウ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事後評価)

13 市町村長は、事業完了後、当該交付金の対象事業について、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果について、事業計画どおり適切に実施されているか否かの評価を実施し、これを公表するとともに、別に定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(その他)

14 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のイ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(交付金の返還)

12 (略)

(事後評価)

13 (略)

(その他)

14 (略)

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第1</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市 町 村 長</p> <p>特 別 区 区 長</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1. 国庫交付金交付申請額 金 円</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）</p> <p>4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本 （当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。</p>	<p>別紙様式第1</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市 町 村 長</p> <p>特 別 区 区 長</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <p>1. 国庫交付金交付申請額 金 円</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）</p> <p>4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本 （当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。</p>

平成20年度

平成21年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書

都道府県名
市区町村名

区 分	事業計画に掲げる事業の総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	国庫補助基本額	厚生労働大臣が認めた額	国庫補助所要額
	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
特定事業及びその他の事業 (bを除く)			0	0		0
新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査			0			0
合 計	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 太枠内に金額を入力する。色づけしてあるセルは式によって自動計算されるので入力不要。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、次により入力すること。
 (1) 特定事業及びその他の事業……Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動計算される。
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……交付要綱5(2)(表1)の区分ごとに定める基準額。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、次により自動入力される。
 (1) 特定事業及びその他の事業……D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額。
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……C欄の額とD欄の額とを比較していずれか少ない方の額。

都道府県名(上段)	事業計画に掲げる事業の総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (A-B)	国庫補助基本額	厚生労働大臣が認めた額	国庫補助所要額
市区町村名(下段)	A	B	C	D	E	F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成20年度

別表2

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 20年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に20年度実施数(または数字の1)・欄外上部枠内に行動計画に位置づけた20年度実施か所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
(C欄は生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成20年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、育児支援家庭訪問事業については、B欄に家庭訪問数をそれぞれ入力すること。
- ※ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成20年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、育児支援家庭訪問事業については、B欄に家庭訪問数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、20年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、5～8月開始の場合は0.75か所(事業数)、9～12月開始で0.5か所(事業数)、1月以降開始で0.25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄外に記入されているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 研修(講習)を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の1及び2の対応をいずれも実施している市町村 ① ケース対応会議の開催 ② 育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児・家事の援助 ○育児支援に関する技術的援助	F	G	0.04 ポイント	0.00 ポイント	
	(2) (1)以外の市町村	H	I	0.03 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計					J	0.00 ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●育児支援家庭訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定める。
- ② 支援は家庭を訪問することにより実施する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
	育児・家事の援助	K	0.03 ポイント	0.00 ポイント	
	育児支援に関する技術的援助	L	0.04 ポイント	0.00 ポイント	
	分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M	0.05 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計				N	0.00 ポイント

平成21年度

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)・欄外上部枠内に行動計画に位置づけた21年度実施か所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数を、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、20年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、5～8月開始の場合は0.75か所(事業数)、9～12月開始で0.5か所(事業数)、1月以降開始で0.25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄外に記入されているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 研修を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の1及び2の対応をいずれも実施している市町村 ① ケース対応会議の開催 ② 養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	F	G	0.04 ポイント	0.00 ポイント	
	(2) (1)以外の市町村	H	I	0.03 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計					J	0.00 ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。
(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問延べ件数を入力すること。
(①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定める。
- ② 研修を実施する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (家庭訪問延べ件数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
	育児・家事援助	K	0.03 ポイント	0.00 ポイント	
	専門的相談支援	L	0.04 ポイント	0.00 ポイント	
	分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援	M	0.05 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計				N	0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
 (①～③の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② 相互援助活動の調整等
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
 ⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (1)又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
(会員数)				
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
(支那の設置箇所数)				
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	か所	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施	2歳未満児・慢性疾患児	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント
		2歳以上児	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント
		緊急一時保護	人日 0.80 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施	基本分	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		給浴分	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		休日デイサービス分	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント
		児童の送迎を実施	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・基本分の実施	AK	か所 23.0 ポイント	0.00 ポイント
	・延長時間	AL	30分延長 事業 1.5 ポイント	0.00 ポイント
		AM	1時間延長 事業 7.0 ポイント	0.00 ポイント
		AN	2～3時間延長 事業 11.0 ポイント	0.00 ポイント
		AO	4～5時間延長 事業 23.0 ポイント	0.00 ポイント
		AP	6時間以上延長 事業 27.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

※ 21年度目標値には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1会計ポイント 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」又は数字を入力すること。
 基本事業(①～③の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- ② 相互援助活動の調整等
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
 ⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連絡調整

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (1)又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
基本事業(役員数)				
	100人相当～299人	O	10.0 ポイント	0.00 ポイント
	300人～599人	P	14.0 ポイント	0.00 ポイント
	600人～999人	Q	20.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,000人～1,499人	R	40.0 ポイント	0.00 ポイント
	1,500人～1,999人	S	60.0 ポイント	0.00 ポイント
	2,000人～2,999人	T	80.0 ポイント	0.00 ポイント
	3,000人以上	U	100.0 ポイント	0.00 ポイント
(支那の設置箇所数)				
	10か所以上	V	50.0 ポイント	0.00 ポイント
	10か所未満	W	か所	0.00 ポイント
	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	X	5.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				
	病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの延利用件数)	Y	8.0 ポイント	0.00 ポイント
	～59件	Y	8.0 ポイント	0.00 ポイント
	60件～119件	Z	12.0 ポイント	0.00 ポイント
	120件～199件	AA	19.0 ポイント	0.00 ポイント
	200件～299件	AB	28.0 ポイント	0.00 ポイント
	300件～399件	AC	38.0 ポイント	0.00 ポイント
	400件～599件	AD	52.0 ポイント	0.00 ポイント
	600件以上	AE	72.0 ポイント	0.00 ポイント
	近隣市町村会費受入	AF	5.0 ポイント	0.00 ポイント
	初年度体制整備	AG	20.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●子育て短期支援事業【ショートステイ・トワイライトステイ】

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(「児童の送迎を実施」を除く。)

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・ショートステイ事業の実施	2歳未満児・慢性疾患児	人日 4.30 ポイント	0.00 ポイント
		2歳以上児	人日 2.35 ポイント	0.00 ポイント
		緊急一時保護	人日 0.80 ポイント	0.00 ポイント
	・トワイライトステイ事業の実施	基本分	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		給浴分	人日 0.45 ポイント	0.00 ポイント
		休日デイサービス分	人日 1.00 ポイント	0.00 ポイント
		児童の送迎を実施	か所 0.30 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

A欄 (○を記入)	項 目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	・基本分の実施	AT	か所 23.0 ポイント	0.00 ポイント
	・延長時間	AU	30分延長 事業 1.5 ポイント	0.00 ポイント
		AV	1時間延長 事業 7.0 ポイント	0.00 ポイント
		AW	2～3時間延長 事業 11.0 ポイント	0.00 ポイント
		AX	4～5時間延長 事業 23.0 ポイント	0.00 ポイント
		AY	6時間以上延長 事業 27.0 ポイント	0.00 ポイント
ポイント数計				0.00 ポイント

※ 21年度目標値には、延長保育事業を実施する保育所数を入力すること。例えば、同一保育所で開所時間の前及び後ろで延長保育を実施している場合、ポイントはそれぞれ付加するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1会計ポイント 0.00 ポイント

平成20年度

＜評価2＞

A欄 (0点入力)	項目	B欄 (1又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
●へき地保育事業				
	実施か所数	BA	20.0 ポイント	AS 0.00 ポイント
●家庭支援推進保育事業				
	実施か所数	AT	19.0 ポイント	AD 0.00 ポイント
●地域における仕事と生活の調和推進事業				
		A	5.0 ポイント	AW 0.00 ポイント
●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業				
A欄 (0点入力)	項目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〔基本事業〕				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	AY	人	0.4 ポイント AY 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	AZ	人	0.4 ポイント AZ 0.00 ポイント
A欄 (0点入力)	項目	B欄 (1を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〔付加的事業〕				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。 ※実施する取組につき、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」を入力すること。				
	地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	BB	3.3 ポイント	BE 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	BD	3.6 ポイント	BE 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	BF	3.2 ポイント	BG 0.00 ポイント
	ポイント数計	BH	0.00 ポイント	
			評価2合計ポイント	0.00 ポイント

＜評価3＞ その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する

●その他、創意工夫のある取組について

総人口: 人 児童人口(0歳以上18歳未満): 人

※平成20年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3000人未満の場合は、右欄に「3」を入力してください。 人 0.00 ポイント

児童人口3000人以上～1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。 人 0.00 ポイント

児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。 人 0.00 ポイント

【評価3を申請する全市町村教委回答】 平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

OK 設置されている

BL 設置されていない

【評価3を申請する町村のみ要回答】 福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

MA 設置している

BN 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されている場合には、評価3のその他事業に要するすべての経費について、交付の対象としないものとする。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。
※随時随時地方応援プログラムについては、「平成20年4月1日児童発達支援等労働者雇用均等・児童家庭局長通知」次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準についての3(2)を参照

交付金対象事業として実施(0点入力)	随時随時地方応援プログラムで実施(0点入力)	取組の内容	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子どもたち本人からの電話相談等への対応	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食育の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	思春期保健対策等の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他創意工夫のある取組	
BE	0	0	CF

評価3合計ポイント 0.00 ポイント

※現段階ではその他の事業を7項目中3項目以上実施していても、随時随時地方応援プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していても加算は反映されていないポイント数が表示されます。

総合ポイント 0.00 ポイント

平成21年度

＜評価2＞

A欄 (0点入力)	項目	B欄 (1又は数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
●へき地保育事業				
	実施か所数	BA	20.0 ポイント	AS 0.00 ポイント
●家庭支援推進保育事業				
	実施か所数	BC	19.0 ポイント	AD 0.00 ポイント
●次世代育成支援人材養成事業				
	コーディネーターの養成	BL	3.0 ポイント	BH 0.00 ポイント
	スタッフの養成	BG	3.0 ポイント	BH 0.00 ポイント
●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業				
A欄 (0点入力)	項目	B欄 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〔基本事業〕				
	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)	BI	人	0.4 ポイント BI 0.00 ポイント
	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)	BK	人	0.4 ポイント BI 0.00 ポイント
A欄 (0点入力)	項目	B欄 (1を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〔付加的事業〕				
※付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。 ※実施する取組につき、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に「1」を入力すること。				
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	BM	3.3 ポイント	BI 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	BO	3.6 ポイント	BI 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	BQ	3.2 ポイント	BR 0.00 ポイント
			ポイント数計	BS 0.00 ポイント
			評価2合計ポイント	0.00 ポイント

＜評価3＞ その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創意工夫のある取組について

総人口: 人 児童人口(0歳以上18歳未満): 人

※平成21年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3000人未満の場合は、右欄に「3」を入力してください。 人 0.00 ポイント

児童人口3000人以上～1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。 人 0.00 ポイント

児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま入力してください。 人 0.00 ポイント

【評価3を申請する全市町村教委回答】 平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

BV 設置されている

BW 設置されていない

【評価3を申請する町村のみ要回答】 福祉事務所を設置しているか、あてはまるほうに○をつける。

BX 設置している

BY 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されている場合には、評価3のその他事業に要するすべての経費について、交付の対象としないものとする。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。
※随時随時地方応援プログラムについては、「平成20年11月28日児童発達支援等労働者雇用均等・児童家庭局長通知」次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準についての3(2)を参照

交付金対象事業として実施(0点入力)	随時随時地方応援プログラムで実施(0点入力)	取組の内容	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子どもたち本人からの電話相談等への対応	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	食育の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	思春期保健対策等の推進	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他創意工夫のある取組	
BZ	0	0	CA

評価3合計ポイント 0.00 ポイント

※現段階ではその他の事業を7項目中3項目以上実施していても、随時随時地方応援プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していても加算は反映されていないポイント数が表示されます。

総合ポイント 0.00 ポイント

平成20年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の収入額		寄付金その他の収入額		交付対象事業の支出予定総額(差引額A-B)	
	A	B	C	D	E	F
生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	BS	BT	BU		0千円	
育児支援家庭訪問事業	BV	BW	BX		0千円	
ファミリー・サポート・センター事業	BY	BC	CA		0千円	
子育て短期支援事業	CB	CC	CD		0千円	
延長保育促進事業	CE	CF	CG		0千円	
へき地保育事業	CH	CI	CJ		0千円	
家庭支援推進保育事業	CK	CL	CM		0千円	
地域における仕事と生活の調和推進事業	CN	CO	CP		0千円	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	CQ	CR	CS		0千円	
安心して子どもを生み育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	CT	CU	CV		0千円	
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	CW	CX	CY		0千円	
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	CZ	DA	DB		0千円	
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DC	DD	DE		0千円	
食育の推進	DF	DG	DH		0千円	
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DI	DJ	DK		0千円	
思春期保健対策等の推進	DL	DM	DN		0千円	
その他創意工夫のある取組 (評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)	DO	DP	DQ		0千円	
合計		0千円	0千円		0千円	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の収入額		寄付金その他の収入額		交付対象事業の支出予定総額(差引額A-B)	
	A	B	C	D	E	F
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	CO	CE	CF		0千円	
養育支援訪問事業	CG	CH	CI		0千円	
ファミリー・サポート・センター事業	CJ	CK	CL		0千円	
子育て短期支援事業	CM	CN	CO		0千円	
延長保育促進事業	CP	CQ	CR		0千円	
へき地保育事業	CS	CT	CU		0千円	
家庭支援推進保育事業	CV	CW	CX		0千円	
次世代育成支援人材養成事業	CY	CZ	DA		0千円	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	DB	DC	DD		0千円	
安心して子どもを生み育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	DE	DF	DG		0千円	
老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	DH	DI	DJ		0千円	
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	DK	DL	DM		0千円	
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DN	DO	DP		0千円	
食育の推進	DQ	DR	DS		0千円	
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DT	DU	DV		0千円	
思春期保健対策等の推進	DW	DX	DY		0千円	
その他創意工夫のある取組 (評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)	DZ	EA	EB		0千円	
合計		0千円	0千円		0千円	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成20年度

● 最後に平成20年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成20年度事前協議時 総合ポイント	平成20年度内示額 単位：円	平成20年度交付申請額 単位：円
Dv	Dw	Dx

※必須入力

- ※1欄は平成20年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
- 平成20年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ※2欄は平成20年11月〇〇日付内示書に記載されている金額を記入してください。
- ※3欄は平成20年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に記入ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	UY	OK
2 G欄に記入ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	DZ	OK
3 F≧Gになっているか。	EA	OK
4 H≧Iになっているか。	EB	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及I(欄)にも1件以上の件数が入力されているか。	EC	OK
6 G欄～U欄は、委員数に応じて、いずれか1つの欄のみ入力する。実施しない場合は空欄になる。	ED	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	EE	OK
8 AJ欄が「0」以外の場合、AI欄に入力があるか。	EF	OK
9 AK欄≧AI欄になっているか。	EG	OK
10 BB欄、BD欄、BF欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、AX欄、AZ欄のどちらかに記載があるか。	EH	OK
11 BB欄、BD欄、BF欄は「1」か空欄のみ。	EI	OK
12 BK欄、BL欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EJ	OK
13 BM欄、BN欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EK	OK
14 BL欄が「0」かつBM欄が「0」の場合、BQ欄は必ず「0.00」になっている。	EL	OK
15 J欄にポイントが入っていたら、BU欄が1千円以上か。	EM	OK
16 N欄にポイントが入っていたら、BX欄が1千円以上か。	EN	OK
17 Y欄にポイントが入っていたら、CA欄が1千円以上か。	EO	OK
18 AH欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	EP	OK
19 AQ欄にポイントが入っていたら、CE欄が1千円以上か。	EQ	OK
20 AS欄にポイントが入っていたら、CJ欄が1千円以上か。	ER	OK
21 AU欄にポイントが入っていたら、CM欄が1千円以上か。	ES	OK
22 AW欄にポイントが入っていたら、CP欄が1千円以上か。	ET	OK
23 AY又はBA欄にポイントが入っていたら、CS欄が1千円以上か。	EU	OK
24 a欄かb欄にOが入力されていたら、CV欄が1千円以上か。	EV	OK
25 a欄かb欄にOが入力されていたら、CY欄が1千円以上か。	EW	OK
26 a欄かb欄にOが入力されていたら、DB欄が1千円以上か。	EX	OK
27 a欄かb欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	EY	OK
28 a欄かb欄にOが入力されていたら、DH欄が1千円以上か。	EZ	OK
29 a欄かb欄にOが入力されていたら、DK欄が1千円以上か。	FA	OK
30 a欄かb欄にOが入力されていたら、DN欄が1千円以上か。	FB	OK
31 a欄にOが入力されていたら、DO欄が1千円以上か。	FC	OK
32 必須入力欄のDR、DS、DT、DV、DW、DX欄が全て入力されているか。	FD	OK

※Jは入力欄が「0」と表示されず、必要事項を入力すると「OK」に変わります

平成21年度

● 最後に平成21年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度事前協議時 総合ポイント	平成21年度内示額 単位：円	平成21年度交付申請額 単位：円
Ef	Eg	Uf

※必須入力

- ※1欄は平成21年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
- 平成21年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ※2欄は内示書に記載されている金額を記入してください。
- ※3欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に記入ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	EI	OK
2 G欄に記入ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	EJ	OK
3 F≧Gになっているか。	EK	OK
4 H≧Iになっているか。	EL	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及I(欄)にも1件以上の件数が入力されているか。	EM	OK
6 G欄～U欄は、委員数に応じて、いずれか1つの欄のみ入力する。実施しない場合は空欄になる。	EN	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	EO	OK
8 AS欄が「0」以外の場合、AR欄に入力があるか。	EP	OK
9 AI欄≧AR欄になっているか。	EQ	OK
10 BM欄、BO欄、BO欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、BI欄、BK欄のどちらか又は両方に記載があるか。	ER	OK
11 BM欄、BO欄、BO欄は「1」か空欄のみ。	ES	OK
12 BV欄、BW欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	ET	OK
13 BX欄、BY欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EU	OK
14 BW欄が「0」かつBX欄が「0」の場合、CB欄は必ず「0.00」になっている。	EV	OK
15 J欄にポイントが入っていたら、CF欄が1千円以上か。	EW	OK
16 N欄にポイントが入っていたら、CH欄が1千円以上か。	EX	OK
17 Y欄にポイントが入っていたら、CI欄が1千円以上か。	EY	OK
18 AQ欄にポイントが入っていたら、CO欄が1千円以上か。	EZ	OK
19 AZ欄にポイントが入っていたら、CR欄が1千円以上か。	FA	OK
20 BB欄にポイントが入っていたら、CJ欄が1千円以上か。	FB	OK
21 BO欄にポイントが入っていたら、CX欄が1千円以上か。	FC	OK
22 BF又はBH欄にポイントが入っていたら、DA欄が1千円以上か。	FD	OK
23 BJ又はBL欄にポイントが入っていたら、DD欄が1千円以上か。	FE	OK
24 a欄かb欄にOが入力されていたら、DG欄が1千円以上か。	FF	OK
25 a欄かb欄にOが入力されていたら、DJ欄が1千円以上か。	FG	OK
26 a欄かb欄にOが入力されていたら、DM欄が1千円以上か。	FH	OK
27 a欄かb欄にOが入力されていたら、DP欄が1千円以上か。	FI	OK
28 a欄かb欄にOが入力されていたら、DS欄が1千円以上か。	FJ	OK
29 a欄かb欄にOが入力されていたら、DV欄が1千円以上か。	FK	OK
30 a欄かb欄にOが入力されていたら、DY欄が1千円以上か。	FL	OK
31 a欄にOが入力されていたら、EB欄が1千円以上か。	FM	OK
32 必須入力欄のEG、ED、EE、EF、EG、EF欄が全て入力されているか。	FN	OK

※Jは入力欄が「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変わります

平成20年度

平成21年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別) 委託の場合は委託先	
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画 平成19年度(実績) 平成20年度(計画) 家庭訪問対象全家庭数(a) 家庭訪問対象全家庭数(a)			
生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(1) うち、新生児訪問指導等と 同時に実施(再掲)(c)		生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(2) うち、新生児訪問指導等と 同時に実施(再掲)(c)	
(件) (b/a)(%)	(件) (c/a)(%)	(件) (d/a)(%)	(件) (e/a)(%)
保健児童対策協議会又は虐待防止ネットワークの設置状況 地域協議会を設置 ・ 虐待防止ネットワークを設置 ・ いずれも設置なし		育児支援家庭訪問事業のうち、育児・家事の援助と育児支援に関する技術的援助をいづれも実施 実施あり ・ 実施なし	
訪問実施者(例:保健師、子育て経験者など)		訪問者の区分(市町村職員、嘱託・臨時職員、受嘱、委託(個人)など)	
研 修 (訓 習)	【必須事項】	ケース対応会議	広報の方法
回 数	回予定	開催の有無 開催あり ・ 開催なし	実施の有無 実施あり ・ 実施なし
研修(講習)内容		回 数 回数予定	開催の有無 開催あり ・ 開催なし
実施計画の策定の考え方		訪問できなかった場合の対応	

<記載事項>

- 「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄は、最終年度(平成21年度)のc/a(対象家庭に対する訪問実績)が100%となるように計画すること。
- 「家庭訪問対象全家庭数」欄は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
- 平成20年度から事業を開始する市町村においては、「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄の平成19年度のすべての欄について、「-」とすること。
- 「実施計画の策定の考え方」欄は、どのように家庭訪問数(訪問率)等の実施計画を策定したのかを記述すること。
- 「訪問できなかった場合の対応」欄は、家庭の都合や訪問の拒否等により訪問できなかった場合に、その後、どのような対応を行うこととしているのかを記述すること。

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別) 委託の場合は委託先					
生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画)		訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)		保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 教育所員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)							
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(件) (b/a)(%)	(件) (c/a)(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0
以下の(1)~(3)について、該当する枠内に○を記入							
(1)研修	(2)ケース対応会議	(3)育児支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいづれも実施					
実施あり	開催あり	実施あり					
※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	開催なし	実施なし					

- (注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
 (注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

平成20年度

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名	主管課			中核機関名	訪問実家庭数			
	児童福祉	母子保健	その他		育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
(委託の場合は委託先)	A	B	C	D	E (か所)	F (か所)	G (か所)	H=(E+F+G) (か所)
()								0

訪問延件数				訪問支援者実人数					
育児・家事等の援助	育児支援に関する技術的援助	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事等の援助					合計
				ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師、看護師等	理学療法士、心理療法士等	産科医療機関の助産師等	
I (件)	J (件)	K (件)	L=(I+J+K) (件)	M (人)	N (人)	O (人)	P (人)	Q (人)	R=(M+N+O+P+Q) (人)
			0						0

《記載要領》

- A, B, C: 該当箇所「○」を記入する。なお、「C」については、「A」、「B」以外である場合だけでなく、両者が結合された範囲である場合も該当。
- D: 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。
- E, F, G: 訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。
- H: 訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。また、「H」においては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が行う訪問支援を計上する。
- I, J, K: 訪問支援の延件数を記入する。
- M-Q: 訪問支援を実施している支援者数を労働時間せずに計上する。

平成21年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計	育児・家事援助	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	合計
(委託の場合は委託先)	A (か所)	B (か所)	C (か所)	合計 (か所)	D (件)	E (件)	F (件)	合計 (件)
()				0				0

訪問支援者実人数						以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入	
育児・家事援助	専門的相談支援				合計	(1) 中核機関	指定有り
	ヘルパー、子育てOB等	保育士等	保健師、助産師、看護師等	理学療法士、心理療法士等			
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)	L (人)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

- (注1) A~Gについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- (注2) D~Fについては、訪問支援を実施する延件数を計上すること。
- (注3) G~Kについては、訪問支援を実施する人数を労働時間せずに計上すること。
- (注4) Lについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等）が行う訪問支援を計上すること。
- (注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(3)ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

① 名称(本部)	⑥ 本年度末会員数(見込み) ※注2		
② 設立(予定)年月日(本部)	平成 年 月 日	合計(a+b+c)	人
③ 運営方法(本部)	直営・委託(委託先) 補助(補助先)	うち提供会員…a	人
		うち依頼会員…b	人
		うち両方会員…c	人
④ アドバイザーの配置人数(本部+支部)	人		
⑤ サブリーダーの配置人数(本部+支部)	人		
(支部数)	か所		

○事業内容

チェック欄(太線の枠内に○を入れてください。)

【センター業務について】

① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	② 相互援助活動の調整等
③ 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催	④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
⑤ 子育て支援関連施設・事業(乳児院、保育所、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等)との連携調整	

【当該センターで取り扱う相互援助活動の取組内容について】

① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	② 保育施設までの送迎
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	④ 学校の放課後の子どもの預かり
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり

※その他にあれば、下記欄に記載してください。

複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)

※ ただし、援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

※注1 該当するものを○で囲み、委託・補助の場合は委託・補助先を記入すること。

注2 本部と支部の合計の会員数を記入すること。

(3)ファミリー・サポート・センター事業

運営方法(A)	支部数(B)	センター開設時間(C)	職員配置(D)		会員数(E)(本年度末)			
			アドバイザー	ワーカー	提供会員	依頼会員	両方会員	合計
① 直営・委託・補助 (委託・補助先)	(か所)	(時間)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
② 直営・委託・補助 (委託・補助先)								

該当箇所○を記入する。

① 基本事業	② 病児・緊急対応強化モデル事業
センター業務	センター業務
① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	① 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
② 相互援助活動の調整等	② 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	③ 依頼の受付・調整体制の強化
	【依頼受付時間(時間) ~ 】※1
	④ 近隣市町村会員の受け入れ
活動内容	活動内容
① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	① 病児・病後児の預かり
② 保育施設までの送迎	② 宿泊を伴う預かり
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	③ その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
④ 学校の放課後の子どもの預かり	④ 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	
⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり	
⑦ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2	

(注) 1. ①、②両事業を実施する場合は、(C)は、①について、(D)～(E)は①、②の合計数を記載すること。

2. ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。

3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。

4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成20年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			備考
			2歳未満児	2歳以上児	児童・児童等の人数	
1						保育士・児童等の 登録人数
2						登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(注1) 事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2) 児童・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

イ 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備考
			夜間看護分 基本分	宿泊分	休日預かり		
1						有・無	保育士・児童等の 登録人数
2						有・無	登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	

(注1) 事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2) 児童・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「児童・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

平成21年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
連絡先

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			備考
			2歳未満児	2歳以上児	児童・児童等の人数	
1						保育士・児童等の 登録人数
2						登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						
4						
5						
6						
7						
8						

(注1)「施設種別」欄には、児童看護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
(注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 夜間看護等(トワイライトステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備考
			夜間看護分 基本分	宿泊分	休日預かり		
1						有・無	保育士・児童等の 登録人数
2						有・無	登録者の資格内訳 保育士 人 児童 人 その他 人
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	

(注1)「施設種別」欄には、児童看護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、児童、保育士等を記載すること。
(注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4) 児童や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「児童」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(5) 延長保育促進事業

*民間保育所のみ

設置主体	実施場所	定員	年間事業月数	開所時間 (時間数)	延長を含めた開所時間 (時間数)	延長時間 (評価基準に基づく)		平均対象児童数	職員の配置	
						前	後		延長保育推進事業	延長保育事業
1 私				時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人
2 私				時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人
3 私				時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人
4 私				時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人
5 私				時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人

<合計表>

実施か所数	事業数
() か所	30分延長 事業
	1時間延長 事業
	2時間延長 事業
	3時間延長 事業
うち、延長保育推進事業(基本分)	4時間延長 事業
申請か所数	5時間延長 事業
() か所	6時間延長 事業
	7時間延長 事業
	合計 事業

<記入上の注意>

- 白欄は、保育所の定員(一時保育の定員ではない)を記入すること。
- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のアを申請する施設のみ、その条件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配する保育士数を記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイのために配置される保育士数を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイに基づき延長保育事業を実施する施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間事業月数	開所時間 (11時間)	延長を含めた 開所時間(時間数)		延長時間 (評価基準に基づく)		平均対象児童数	職員の配置	
				前	後	前	後		延長保育 推進事業	延長保育事業
1 私			時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人	人
2 私			時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人	人
3 私			時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人	人
4 私			時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人	人
5 私			時～時 (11時間)	時～時 ()	前	後	人	人	人	人
合計										

<合計表>

実施か所数	事業数
() か所	30分延長 事業
	1時間延長 事業
	2時間延長 事業
	3時間延長 事業
うち、延長保育推進事業	4時間延長 事業
(基本分)実施か所数	5時間延長 事業
() か所	6時間延長 事業
	7時間延長 事業
合計 0	合計 0

※【参考】事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方
 延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の他、継続に保育士を加配
 延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
 「前」「後」それぞれ1事業とカウントする。
 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
 2時間以上の延長かつ平均対象児童数が3人以上
 (例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が2人」という場合
 (例2) 「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
 →1時間の条件を満たすか、又は30分に該当

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②のイに基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のアを実施した施設のみ、その条件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイのために配置された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の③のイに基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

平成20年度

(2)家庭支援推進保育事業

設置主体	保育所名 (委託又は補助先)	年間 事業月数	加配 保育士数	対象児童 入所率	備考
1	委託・補助 []				
2	委託・補助 []				
3	委託・補助 []				
4	委託・補助 []				
5	委託・補助 []				

合計	公	か所	民	か所
----	---	----	---	----

- (注) 1. 保育所ごとに記載のこと。
 2. 「設置主体」欄は、施設の種類が市町村の場合は「公」、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
 3. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配する保育士数を記載すること。
 4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。

平成21年度

(2)家庭支援推進保育事業

設置主体 [公又は私]	保育所名 [委託又は補助先]	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考
1 公・私	委託・補助 []	%	人	月	
2 公・私	委託・補助 []				
3 公・私	委託・補助 []				
4 公・私	委託・補助 []				
5 公・私	委託・補助 []				
6 公・私	委託・補助 []				
合計	公		0	0	
	私				

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体[公又は私]欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名[委託又は補助先]欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)